

落雪屋根の建築物の軒先からの落雪飛距離（第6条関係）

• 算定式 1

$$D = V \cos \theta \left\{ \sqrt{(V \sin \theta / g)^2 + 2H/g} - V \sin \theta / g \right\}$$

$$V = \sqrt{2gL (\sin \theta - \mu \cos \theta)}$$

D：軒先からの落雪飛距離 (m)

θ ：屋根勾配 (度)

V：屋根面の滑落速度 (m/s)

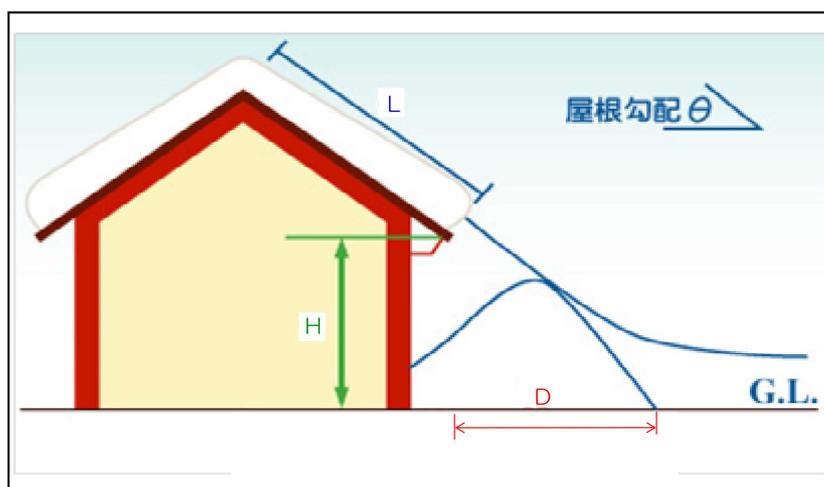
μ ：屋根面と雪の動摩擦係数 0.1

g：9.8 (m/s²)

H：地盤面から軒先までの高さ (m)

L：屋根面の長さ (m)

• 最低限必要な軒先からの落雪飛距離 2m



- ※1. この算定式 1 は倶知安町建築物等に関する指導要綱第6条に基づくもので、倶知安町で落雪屋根の建築物を建築する際の、最低限必要な軒先からの落雪飛距離 (D) を算出するものです。
- ※2. 屋根面の長さ (L)、地盤面から軒先までの高さ (H)、並びに軒先からの落雪飛距離 (D) については 10 cm 単位に切り上げます。
- ※3. 建物の配置を決める際は、算定式 1 による落雪飛距離 (D) と、最低限必要な軒先からの落雪飛距離 2m を比較し、どちらか大きい方の数値に軒の出寸法を加算してください。
- ※4. 斜面地などに建築する際の軒先までの高さ (H) は、平均 GL からの高さではなく、建物の接地面との距離が最大の地点の数値を算入します。
- ※5. 屋根材に関わらず、屋根面と雪の動摩擦係数 (μ) は 0.1 として算定します。
砂付き金属板で、町が認めたものに関しては雪止め処理と同等と判断します。都度ご相談ください。
- ※6. 屋根勾配が 0.2 寸 (1/50) 以上の屋根を落雪屋根とします。
- ※7. 屋根長さが 1m 未満の場合は最低限必要な軒先からの落雪飛距離を 1.5m と読み替えるものとします。
- ※8. 屋根勾配が 1.2 寸未満の場合は、1.2 寸と見なし、15 寸を超える場合は、15 寸と見なしで算定してください。
- ※9. 外気温、雪質状態、屋根材、建物の断熱仕様、斜面地、落雪方向の雪山状況等により、実際の飛距離は算定数値より大きくなりやすいので、建物を計画する際は、道路境界線及び隣地境界線から十分余裕を持った離れを確保してください。
- ※10. この算定式 1 については、無断転載を禁止するとともに、本目的以外には使用しないでください。

(倶知安町まちづくり新幹線課)